

○宇陀市部活動地域移行推進協議会設置要綱

令和5年5月31日教育委員会告示第4号

宇陀市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 宇陀市立中学校の部活動の地域移行について検討するため、宇陀市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動の地域移行の取組方針に関すること。
- (2) 部活動の地域移行後の運営体制に関すること。
- (3) 部活動の地域移行に伴う環境整備に関すること。
- (4) その他、地域移行の推進に関し協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 宇陀市スポーツ協会の代表者
- (2) 宇陀市スポーツ少年団の代表者
- (3) 宇陀市文化協会の代表者
- (4) 宇陀市中学校校長会の代表者
- (5) 宇陀市中学校部活動顧問の代表者
- (6) 宇陀市PTA協議会の代表者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から令和8年3月31日までとする。

2 委員は、前条各号に掲げる者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第6条 会長は、部活動の地域移行に関し、専門的な助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(会議等)

第7条 協議会の会議は、協議会の会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、会長の許可を得て、代理の者を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

令和6年3月27日一部改正。